

石炭じん肺訴訟の現状について

平成29年2月27日

商務流通保安グループ 石炭保安室

石炭じん肺訴訟の現状について

- 平成16年4月以来、原告患者2,012名に損害賠償金約151.2億円を支払い解決済み。（平成28年末時点）
- 現在係属中の原告患者数は、札幌、東京、福岡及び長崎地方裁判所の8件191名で、損害賠償金の支払見込額は約14.3億円。
- 平成23年度から、労働局、労働基準監督署、医療機関等に対し、ポスター及びリーフレットを送付し掲示・配布を要請する等、石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報活動を実施。（別紙参照）（H23年11月761箇所、H26年5月1,334箇所、H26年11月884箇所、H27年6月1,320箇所、平成28年6月1,185箇所にポスター及びリーフレットを送付。）

【参考1】 提訴者数、和解者数（何れも患者数）、和解金額（百万円）の推移

	16～22 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (4～12月)	合 計
提訴者数	2,123	70	86	52	91	25	58	2,505
和解者数	1,476	140	114	82	80	87	33	2,012
和解金額	11,071	1,001	869	612	592	723	247	15,116

【参考2】 法テラス及び石炭保安室への問合せ件数の推移

	23年度 (12月から)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (4～12月)
件数	24	32	11	107	104	59

石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報（平成23年11月～）



炭鉱でじん肺に罹患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

炭鉱で働いていた方を
探しています!!

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

＜お問い合わせ先＞

最寄りの法テラス

電話 0570-078374 （平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00）

<http://www.houterasu.or.jp>

最寄りの弁護士会

日本弁護士連合会のホームページは、<http://www.nichibenren.or.jp>



炭鉱で働いていた方を
探しています!!

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

(参考) 石炭じん肺訴訟の経緯

- 過去、国内の炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸入した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償を求めて提訴しているもの。
- 昭和60年12月に、鉱山保安法に基づく規制権限の不行使の違法性などを理由に国に慰謝料等を請求する初めての筑豊じん肺訴訟が提訴され、平成16年4月27日の最高裁判決で国（通商産業大臣）のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が国家賠償法の適用上違法であることが確定。
- 国は最高裁判決を踏まえ、以下の要件を充たす原告とは早期に和解し、要件を充たさない原告とは判決を求めていく方針で対応しているところ。
 - (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
 - (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
 - (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

<じん肺とは>

主として小さな土ほこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の機能が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気をじん肺という。いったんじん肺にかかると、粉じん作業を止めた後も病気は進行する。じん肺そのものについては、現在、治療の方法はない。（厚生労働省ホームページから抜粋）

なお、じん肺法（第2条第1項第1号）の定義では、「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。」と規定している。

